

訪問型サービスDに関する市町村の実施可能モデル①

別紙

	A市町村	B市町村	C市町村	
位置づけ	実施主体／方法	社会福祉法人、NPO法人／補助	社会福祉法人／補助	NPO法人／補助
	介護保険法	訪問型サービスD (通所型サービスにおける送迎)	訪問型サービスD (通所型サービスにおける送迎)	訪問型サービスD (通院等の送迎前後の付き添い支援)
	道路運送法	許可・登録を要しない運送	許可・登録を要しない運送	福祉有償運送の登録
サービス開始のプロセス	主な経緯	<ul style="list-style-type: none"> 通所型サービスBの利用者等に対するアンケート調査を実施したところ、移動支援に関するニーズが把握された。 通所介護を実施する社会福祉法人と意見交換を重ね、モデル事業を経て実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域ケア会議において、移動支援サービスの立ち上げの話が出た。 地域の民生委員等が社会福祉法人にはたらかせ、社会福祉法人が移動支援の部分を担う形でサービスが実現した。 	<ul style="list-style-type: none"> 生活支援体制整備事業における地域の座談会において、移動に関するニーズが把握された。 市町村が管内の福祉有償運送の実施主体に声をかけ、そのうちの1団体が実施主体として手を挙げた。
	運輸支局との連携	—	市町村の交通部門から、運輸支局へ事業計画について相談した。	— (福祉有償運送の実績がある団体による実施を見込んでいたため。)
	車両の調達	<ul style="list-style-type: none"> 市町村所有車両の無償貸与 社会福祉法人、NPO法人の所有車両 	社会福祉法人の所有車両	<ul style="list-style-type: none"> NPO法人の所有車両 ボランティア個人の所有車両
安全面への配慮等	運転に関する講習等の実施(※1)	国土交通大臣認定講習(NPO法人により実施) ・福祉有償運送運転者講習 ・セダン等運転者講習 ※ 許可・登録を要しない運送においては、受講は任意である本講習を受講することとしている。	—	国土交通大臣認定講習(社会福祉協議会が実施) ・福祉有償運送運転者講習 ・セダン等運転者講習
	移送にかかる保険への加入(※1)	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の所有車両は、市町村が自動車保険(任意)に加入。 社会福祉法人等の所有車両は、それぞれの団体が自動車保険(任意)に加入。 	社会福祉法人が自動車保険(任意)に加入。	<ul style="list-style-type: none"> NPO法人の所有車両はNPO法人が自動車保険(任意)に加入。 ボランティア個人の所有車両はボランティア個人が自動車保険(任意)に加入。 自動車保険のほか、NPO法人が、移送サービスを含む活動全般を補償する保険に加入。
補助の範囲	補助の対象	<ul style="list-style-type: none"> サービスの利用調整に係る人件費、通信費、事務消耗品費、自動車保険料(任意) 	実際の運送に要した燃料費	<ul style="list-style-type: none"> 事務所賃借料、事務消耗品費、印刷費、通信費
	利用時における利用者負担額	なし	なし	・片道5kmまで700円等 (間接業務・直接業務人件費、保険料等相当)
	備考		<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法第24条第2項に規定する、社会福祉法人の「地域における公益的な取組」として実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者負担については、本人住民税非課税の場合、市町村が助成を実施。(700円×月4回まで)

※1 一般的な福祉サービス、ボランティアのみを対象・補償範囲とする講習・研修や保険を除く。

訪問型サービスDに関する市町村の実施可能モデル②

		D市町村	E市町村
位置づけ	実施主体／方法	NPO法人／補助	社会福祉法人(訪問介護事業者)／補助
	介護保険法	訪問型サービスD (通院等の送迎前後の付き添い支援)	訪問型サービスD (通院等の送迎前後の付き添い支援)
	道路運送法	福祉有償運送の登録	自家用自動車有償運送の許可※2
サービス開始のプロセス	主な経緯	<ul style="list-style-type: none"> 自治会による移動支援の取組がNPO法人化した。 総合事業の開始に伴い、訪問型サービスDへ位置づけた。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の実施する高齢者の実態調査等により、移動に関するニーズが多数把握された。 活用可能な車両を有していた通院等乗降介助を実施する訪問介護事業者との調整を行い、事業を開始。
	運輸支局との連携	<ul style="list-style-type: none"> 実施主体であるNPO法人が、移動支援開始時に運輸支局から助言を得ている。 	<ul style="list-style-type: none"> 自家用自動車有償運送の許可等、道路運送法の規程に関する確認を行った。
	車両の調達	<ul style="list-style-type: none"> NPO法人の所有車両 	<ul style="list-style-type: none"> 訪問介護員等が使用権限を有する車両
安全面への配慮等	運転に関する講習等の実施(※1)	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通大臣認定講習(NPO法人が実施) 福祉有償運送運転者講習 セダン等運転者講習 	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通大臣認定講習(サービス実施主体が実施) 福祉有償運送運転者講習 セダン等運転者講習
	移送にかかる保険への加入(※1)	<ul style="list-style-type: none"> NPO法人が自動車保険に加入。 自動車保険のほか、NPO法人が、移送サービスを含む活動全般を補償する保険に加入。 	<ul style="list-style-type: none"> 訪問介護事業者の所有車両は、訪問介護事業者が自動車保険に加入。 自動車保険のほか、訪問介護事業者が、移送サービスを含む活動全般を補償する保険に加入。
補助の範囲	補助の対象	サービスの利用調整に係る人件費、事務消耗品費、事務所賃借料、光熱水費(このほか保険料、燃料費、車両維持費を市町村交通部門が補助。)	サービスの利用調整に係る人件費、光熱水費、通信費、事務消耗品費
	利用時における利用者負担額	<ul style="list-style-type: none"> 距離制の料金(400円～) (直接業務人件費等相当) 	<ul style="list-style-type: none"> 運送時間30分ごとに510円。(直接業務人件費(生活支援部分は無償)、自動車保険料(任意)等)
	備考	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の公共交通に関する会議において、公共交通の事業者との話し合いを行った上で、実施区域を決定した。 	<ul style="list-style-type: none"> サービスの利用には、予防プランへの位置づけを要する。(自家用自動車有償運送の許可における要件とされている。)

※1 一般的な福祉サービス、ボランティアのみを対象・補償範囲とする講習・研修や保険を除く。

※2 訪問介護事業所等の指定を受けたタクシー事業者との契約に基づき訪問介護員等が自家用自動車を使用し、要介護者等を輸送する許可。